

二十一—二十三年度については、二十四年度の総生産額に、二十四年度を基準とした魚価総合指数（水産統計資料）と海面漁獲高指数（第二十七次農林省統計表）とを年度毎に総合してえた指数を乗じて各年度の総生産額を推計し、所得率は二十四年度のものをもそのままちいて各年度の所得額を求めた。

勤労所得率についても適当な資料がないので、二十四年度におけるものをもそのまま各年度に乘じて、二十一—二十三年度の水産業勤労所得を求めた。

(ロ) 農林水以外の諸産業

(イ) 勤労者数 二十一年度は総理庁統計局調年次勤労統計及び厚生省「国民登録」等を基礎にし、二十二年国勢調査及び労力調査によつて調整して求めた。

二十二—二十五年度は国勢調査を基礎にして労力調査によつて常備、日傭別に推計した。

(II) 一人当り賃金俸給 常備と日傭に別けて推計した。

まず常備については、鉱業、製造業、卸売及び小売業、金融及び不動産業、運輸通信及びその他公益事業の場合には毎月勤労統計によつて月ごとに現金給与額と現物給与額との合計額を求めた。

二十一年度（四—十二月）は定期給与のみであるので、二十二年度を基準にして延長して求めた。

毎勤は三十人以上の規模の給与であるが、二十五年一月改正以前は、抽出率が高い規模に偏して、正しく三十人以上の給与をあらわさないもので次の如く修正した。即ち二十三年十月の労働省調査賃金調査（三十人以上悉皆）と旧毎勤の比率によつて二十一年度、二十二年度を修正し（二十三年四月—九月も同じ）、同比率及び二十四年十一月改正毎勤と旧毎勤の比率とを補間して二十三年十月より二十四年十一月までの月ごとの比率を求め、これを月ごとに乗じて二十三、二十四年度を修正した。以上の月ごとの給与を合計して年度の給与をえたが、これは規模三

十人以上の給与であるので、失業保険申告書による賃金統計結果報告書により全規模に修正した。

なお、この統計は二十三年十月以前がないので、二十一年、二十二年は二十三年十月をそのまま用いた。

サービス業とその他分類不能の産業については、右の失業保険報告書から卸売業に対するこれらの格差によつて求めた。

建設業については、二十二年事業所センサス及び二十七年毎勤等により、製造業に対する建設業の格差によつて求めた。

なお公務は、二十五年年度の国家、地方別公務員（人事院、地方自治庁調）と進駐軍労務者（特別調達庁調）に分けて各々給与を求め、それを二十五年の国勢調査の人員によつてウェイトして求めた常備と、公務員の予算単価に平均稼働日数を乗じて求めた日傭の所得額の合計を各種指数によつて延長して求めた。

日傭については、常備の場合と同様に、毎勤を利用する産業では、毎勤のきまつて支給する給与を常備の場合と同様に修正し、さらに失業保険報告書によつて修正したものに労力調査の本業の非農林業の常備と日傭の就業時間比を乗じて推計した。

なおサービス業その他分類不能の産業については、常備の場合と同様に、業種間の格差を用い、建設業については、労働省調日傭労務者賃金調査の建設業の平均日額に月間稼働日数を乗じて推計した。しかしこの調査は二十三年三月からであるので、二十一年度、二十二年度については、二十二年事業所センサス及び二十三年年度の製造業に対する建設業の日傭賃金の格差等により推計した。

(b) その他被傭者報酬

まず兼業は、勤労者世帯収入調査より世帯主の本業収入に対する副業収入の比率をもとめ、これを農林水産業以

外の勤労所得に乗じて推計した。なおこの調査は二十三年七月からなので、それ以前については、二十三年度の比率をそのまま用いた。

重役俸給は二十五年法人企業調査(四半期別)より常勤重役給与の常備労務者給与に対する比率を求め、これを賃金俸給所得で推計した農林水産業以外の全常備(公務をのぞく)一人当平均賃金、俸給に乗じて重役一人あたりの俸給を得、これに、同調査による重役数を税務統計の会社数によつて延長(二十五年を100)して得た重役数を乗じて算定した。

なお賃金、俸給所得の算定に用いる勤労者数中に重役数を含んでいるので、右の農林水産業以外の全常備一人当り平均賃金、俸給に重役数を乗じ、これを農林水産業以外の各産業(公務を除く)の賃金、俸給所得額によつて按分して各産業ごとに差引いた。

社会保険料雇傭主負担分は社会保険の保険料額に雇傭主負担分の比率を乗じて求めた。

チップは、労働省調の昭和二十五年個人別賃金調査より求めた二十五年度のチップ額を基礎とし、各年度ごとに卸売小売業及びサービス業の賃金俸給所得額によつて延長して求めた。

才費は、二十一—二十四年度について、衆、参(二十一年度は貴族院)両院の決算書により、都道府県市区町村分は地方財政委員会等の調査した二十六年度分を基礎にして推計した。

(B) 個人業主所得

(a) 農林水産業

(イ) 農業 二十四年度については、農家経済調査(月報)より北海道、東北、その他、地区別耕作面積広狭別農家一戸当平均所得を求め、これに二十二年八月臨時農業センサスと、二十五年二月世界農業センサスを直線補間し

てえた農家戸数に乗じて年度間所得総額を推計し、さらに二十四年度農家経済調査年報により減価償却等の必要な修正をおこなつた。

二十一—二十三年度は一応右の二十四年度分を基準にして推計したが、基礎資料の関係で、以下にのべるような操作を行つた。

二十三年度はまず、農家経済調査年報の二十三、二十四年度による全府県平均一戸当りの農業所得を農業粗収益で除して両年度所得率を求め、次に両年度農業総生産額(農林省算定)に各々の所得率を乗じて所得額(ほげ業主所得に見合うもの)をえ、次にその二十四年度を100とする二十三年度の比率を求め、先に推計せる二十四年度業主所得額に乗じて二十三年度分をえた。

二十二年度については、二十二年農家経済調査と二十四年度のそれとは調査対象、農家の選定方法が著しく相違し、二十二年の方はかなり大きな規模の農家に偏しているため、これを二十四年の規模別農家戸数のウェイトで換算修正して二十二年一戸当り農業所得を求め、二十四年度の農家経済調査の一戸当り所得を基準とする指数を推計し、それと二十四年度農家戸数を100とした二十二年一戸当りの割合との総合指数を求め、それを二十四年度個人業主所得に乗じて二十二年度業主所得をえた。

二十一年度は、二十二年農家経済調査による一戸当り所得に対する二十一年度の比率と、二十二年農家戸数に対する二十一年度の比率、及び二十二年の農家経済調査の調査戸数をウェイトとして二十一年度を調整した計数の三者を総合平均して二十二年に対する指数を求め、二十二年度業主所得にそれを乗じて二十一年度業主所得をえた。

(ロ) 林業及び水産業

林業及び水産業は、勤労所得の項で説明した方法により求めた生産所得より勤労所得及び

法人利潤分（二十六年推計方法参照）を控除して求めた。

但し水産業の二十四年度の業主所得は、先くのべたように推計された二十五年度の所得に漁獲高指数とC・P・Sの傾向を乗じて推計し、二十一—二十三年度は、二十四年度を100とした魚価総合指数（水産統計資料）と海面漁獲高指数とを年度毎に総合してえた指数を乗じて求めた。

(b) 農林水産業以外の諸産業

従来と同様一業主当り平均所得に業主数を乗じて算出したが、以下の点で前推計と相違している。

(イ) 業全数 農林水産以外の諸産業の勤労者数算出の場合と同様に二十二年及び二十五年国勢調査の10%集計の結果を労働力調査により延長推計した。

(ロ) 一業主当り平均所得 各年度とも全産業について、税務統計を使用し、これに経本国民所得調査室の二十一年—二十四年個人企業経済調査により補正を加えて算出した。

まず、二十三—二十四年度については、各業種とも税務統計の所得種類別所得額を一・三倍した。

これは二十三—二十四年の個人企業経済調査による卸売及小売業、及び製造業の一業主当り所得の、同調査と同じ調査都市に於ける課税所得に対する倍率が調査対象の規模等をも勘案した結果ほぼ一・三倍になり、この倍率は大体二十三年—二十四年に適用出来ると考え、本推計に於てはこの方法をとつた。

二十二年については、製造業、卸売及小売業について二十三年に対する二十二年の個人企業経済調査一業主当り営業利益の指数を求め、これを二十三年の製造業、卸売及小売業一業主当り所得に乗じて推計し、商工業以外の産業については、製造業、卸売及小売業一業主当り平均所得を基準として、それぞれの業主一人当り課税所得の製造業及び卸売及小売業に対する比率によつて推計した。

二十一年については、製造業、卸売及小売業について二十二年に対する二十一年の個人企業経済調査一業主当り売上高の比率を求め、これを二十二年一業主当り所得に乗じて、二十一年製造業、卸売及小売業一業主当り所得をえた。卸売及小売業と製造業以外の産業については、二十二年とほぼ同様の方式によつた。

以上かくしてえた各産業歴年一業主当り平均所得に業主数を乗じて各歴年総所得をえ、つぎに、これに産業別に求めた各歴年に対する年度の延長指数を乗じて各年度分をえた。

(c) 内職所得 二十五、二十六年度と同じ推計方法である。

(C) 個人賃貸料所得

(a) 田畑小作料

二十四年度については、田畑別反当り小作料（勸銀調）にそれぞれ田畑別小作地面積（農林省調）を乗じたものから一応田畑別地租額ないし固定資産税を控除して推計した。二十一—二十三年度については、右と同様にして、税込み総額をえ、二十四年度の総額と租税をのぞいた純額の比率により、純額をえた。

(b) 宅地地代

二十四年度については、二十六年度の推計方法の項にのべた二十五年度分のそれと全く同様であるから、ここに再説した。二十一—二十三年度も右とほぼ同様にしてえられたものであるが、地租額を控除してないので、二十四年度の総額（地租額とみ）と純額（地租額をさしひいたもの）との比率により一応純額になおした。

(c) 家賃

二十四年度及び二十五年年度については、二十六年度の項で説明した二十五年度と全く同様にして推計したが、二十一—二十三年度はつぎのようにして簡易な方法で推計した。すなわち、二十四年度の純家賃総額を基準とし、二十四

年度の家賃指数を100としてみた二十一年—二十三年度の趨勢によつてもとめた。

(D) 個人利子所得

(a) 貨幣利子

各年度の各種金融機関の損益計算書より算出した。

政府については、二十一年—二十四年度までの一般会計及び特別会計のうち、政府の受取利息、配当及び対日援助見返資金の運用利息収入等を求め、社会保障費関係は健康、年金、船員、失業、労災の各特別会計の運用利息収入を各年度についてとつた。共済組合関係は大蔵省給与局共済組合係の資料によつて推計した。個人預貯金利子、有価証券利子、生命保険利子、損害保険利子は、二十四年度の旧推計と新推計との対比率を二十一年—二十三年度の旧推計に乗じて二十一年—二十三年度を求めた。

(b) 帰属利子

(イ) 金融機関 二十四年度は日銀依頼調査の結果をそのままとり、二十一年—二十三年度は、二十五年の実績を基礎として、二十五年度を基準とする各年度の指数 $(\frac{\text{昭和二十五年}}{\text{昭和二十一年}} \times 100)$ によつて逆延長した。

(ロ) その他 二十三年、二十四年度は大蔵省銀行局保険課資料(生保、損保損益計算書)によつて求めた。

二十一年度、二十二年度は同課の報告によつて受取利息、支払利息の差額を計上した。

(E) 法人所得

二十一年度より二十四年度までの法人所得の推計は以下に述べる如くであるが、二十五、二十六年推計の場合と異り、資料の関係で税務統計に計上されている所得を当該年度の所得とみなして推計した。法人所得は、税務統計会社表より税込所得を求め、これに法人所得の更正決定率を乗じ、営利法人利益金を求め、これに日銀調法人資金状況調査より求めた利益金額に対する欠損金の割合を乗じて営利法人の欠損金を算定した。さらに税務統計の特別法人表より非営利法人税込剰余金を求め、これに一応右の更正決定率を乗じて非営利法人所得を算定し、これ等三者の合計額に日本銀行、復興金融金庫納付金を加え、さらに同金庫剰余金を加えたものから重複計算部分(すなわち法人の受取配当金)を控除して求めた。

法人税は発生主義でとらえられたものでなく、当該年度に収納した法人税及び日本銀行、復興金融金庫納付金等の税外負担の合計である。

個人配当所得は、先に求めた営利法人の利益金より重複計算部分(すなわち法人の受取配当金)を控除せるものに、非営利法人所得を加え、これに税務統計の会社表、特別法人表より求めた税込法人所得を分母として配当(個人分のみ)、賞与を分子とする計数を乗じて算定した。

法人留保分は上記の法人所得より法人税、個人配当所得を控除せるもので、法人が現実に当該年度に留保せる金額とは異なる。

(F) 官公事業剰余

二十一年—二十五年いずれも、二十六年と範ちゆうをあわせて、各年度相互の比較を可能ならしめた。もちろん、この間特別会計の消長、政府機関としての推移による変動を反映して若干の相違はまぬかれぬところである。各年度とも、特別会計、政府機関の決算書附録の事業損益計算書の剰余をとり、間接事業税とみなされるものを除外して推計した。なお地方公共団体の営む公営企業事業剰余は資料の都合でふくめていない。

(G) 海外よりの純所得

二十六年年度の項と同様の方法によつたが、二十一—二十三年度はこの所得は皆無であつた。

(2) 調整項目

(A) 間接事業税

中央財政と地方財政に分けて推計した。

中央財政については、各年度決算書により、歳入総額から例えば既存資産の払下収入、出資金、立替金の回収、前年度剰余金収入等、明らかに今年度の税収入と見なされないものを差引き、つぎに所得税、相続税等の個人税及び法人税等を控除して、間接事業税を推計した。地方財政については、二十一年—二十四年度まで決算書により、二十五年度は決算見込によつており、税収入と使用料、手数料収入から、一応市町村民税（住民税）等の個人税を控除して推計した。

(B) 補助金

政府から企業（官公営事業を含む）に対し、支出される価格差補助金及損失補償金等であつて中央財政について推計した。

(C) 資本減耗引当

二十六年度における如く、官業、法人、個人企業、個人住宅について推計した。

官業については中央財政のみ各年度決算書より求めた。

法人企業は二十五年年度について年次法人企業調査による減価償却費を、同調査の払込資本金と税務統計の払込資本金の格差で一応拡大し求めた。二十一—二十四年度は、日銀調法人資金状況調査による払込資本金に対する減価償却

費の比率を、税務統計の払込資本金に乗じて求めた。二十一年度は税務統計の払込資本金の傾向によつた。

個人企業のうち、農業については、各年農家経済調査による農家収入対減価償却費の比率を農業個人業主所得に乘じ算出した。

商工業は二十五年年度について個人企業統計調査から逆算して求めた売上高に、法人企業調査からの売上高に対する減価償却費の比率を乗じて求めた。

二十一—二十四年度は、二十五年年度を基礎とし、それぞれ個人業主所得の各年度の傾向で延長推計した。

鉱業以下は、二十六年の年次法人企業調査から払込資本金二〇〇万円以下の企業について、附加価値に対する減価償却の比率を求め、これを二十一—二十五年年度のそれぞれの業主所得に乘じて各年の償却額を得た。

個人住宅は、分配国民所得の項の純家賃算出過程において求めた二十五年年度の減価償却費を各年の家賃指数の傾向で延長推計した。

(二) 国民総支出

(1) 個人消費支出

(A) 食料費

従来の方法は、酒、煙草を除いて、まず二十一年について配給統計、生産統計、税務統計等を用い生産物集計法に準じた物的方法で推計し、これを基礎にして二十四年—三月までを右に用いた方法を一層簡単にしてえた指数によつて延長推計した。二十四、五年度はさらに、この二十四年—三月を基礎として、人的方法により作成した指数によつて延長推計した。酒、煙草については、別途大蔵省、専売公社等の資料によつて物的方法で推計したのであるが、

今次推計では、二十五年度的について二十一年度に行つたと同様、酒、煙草を含めて物的方法により推計し、これを人的方法（従来の推計方法を改めた）による指数で逆延長し各年度のものを推計した。

(B) 被服費

二十一、二十二年度は従来の物的方法による計数とし、昭和二十三—二十五年度については従来の二十二年度の物的方法による推計額を基礎に経済審議庁調査課調の物量指数と、金額（C・P・I・東京）指数及び人口の動きの三者を相乗して得た指数により、二十五歴年まで延長推計し、これから二十三年度は従来の物的方法による歴年と年度の格差、二十四、二十五年度は人的方法による歴年と年度の格差によりそれぞれ推計した。

(C) 光熱費

食料費と同様二十五年度に物的方法により推計した計算を基礎に人的方法による指数で延長推計した。

(D) 住居費（地代家賃を除く）

二十一、二十二年度は従来の物的方法による計数、二十三年度以降は人的方法による計数を求め、二十一年度に於ける住居費中にしめる地代家賃の比率（五〇％）を、二十一—二十五年度までの計数に乗じて得た額を控除して推計した。

(E) 雑費（帰属利子を除く）

(B)の被服費と同方法により推計した。

(F) 地代家賃（住居費）

住居費中の地代家賃については自己所有、自己使用分の用役を評価加算する必要から、(D)の住居費の推計から切り離して推計した。（分配国民所得中の地代家賃の項参照）

二十五年度は従来の推計額とし、二十一—二十四年度については個人賃貸料所得中の地代家賃の二十五年度の計数を基礎に延長推計した。

(G) 帰属利子（雑費）

金融機関の帰属利子及び生命保険の帰属サービスを加算したもので、二十五年度の計数を基礎として逆延長推計した。（個人帰属利子の細部は分配国民所得中の帰属利子の項参照）

(H) 本邦人海外純消費（雑費）

大蔵省の国際収支統計表によつて本邦人海外消費から海外人本邦消費を差引いて推計した。

(2) 国内民間総資本形成

(A) 個人住宅

建設省調建築物動態調査により、二十一—二十四年度は竣工実績、二十五年度は着工工事予定額よりそれぞれ住宅用建築額をとつたが、その内にしめる農漁家住宅は農家の投資と見なし、個人企業投資に含めてあるので、ここでは除き、一般居住用、準住宅用の工事額をとつたが、着工工事高はかなり過少であるので、アンケートにより、三〇％増を見込んだ。

(B) 生産者耐久施設及び在庫品増加

(a) 法人企業

二十一、二年度の生産者耐久施設は、臨時資金調整法に基づく、認可可実績の設備の新設をとつた。在庫品については、直接推計する資料がないので、産業資金を資金面より推計し、それから生産者耐久施設増加額（認可可額）を差引いた残りを在庫品増加額とした。以上の計数は純投資であるので、これに減価償却費の推計額を加算した。（調整

項目法人減価償却費の項参照)

二十三、二十四年については以下の如く推計した。先ず二十四年については、四半期別法人企業調査(十一月分)の期末残高から前年末残高(年次法人企業調査による)を差引き、二十四年中の固定資産及び在庫品増加額を求めた。この際、ちゆうの相違を四半期別調査における比率により修正した。二十三年は、二十四年実績を基礎とし、法人資金状況調査のそれぞれの傾向により延長推計を行った。二十五年は、前記四半期別法人企業調査の結果をそのままとしたが、減価償却費は別途推計のものとおきかえた。(調整項目法人減価償却費の項参照)

(b) 個人企業

二十六年度と同じく、農業、製造業、商業、飲食業、建設業、及び運輸通信業について推計を行った。

農業は、各年農家経済調査により、農業収益に対する、設備(家屋、農機具)在庫増加額、減価償却費のそれぞれの比率を求め、これを分配面より求めた個人業主所得に乘じて推計した。

商工業については、二十一年—二十四年度まで同じ比率によつた。すなわち、二十四年度は個人企業調査により、生産施設(土地家屋設備費から財産売却収入を差引いたもの)及び在庫品増加額の営業収益に対する比率を求め、これを個人業主所得に乘じてそれぞれ生産施設費、在庫品増加額を求めた。二十一年—二十三年は、個人企業調査自体の信頼度が低いので、比較的信頼度の高い二十四年と同じ比率を、各年の個人業主所得に乘じ、二十一—二十三年度を算出した。二十五年度は同じく、個人企業統計調査から比率を求め、二十五年度の個人業主所得に乘じ、生産施設及び在庫品増加額を推計した。

飲食業以下については、年次法人企業調査の払込資本金二〇〇万円以下の企業について、附加価値に対する投資の比率を求め、これをそれぞれの個人業主所得(分配国民所得の項参照)に乘じて算出した二十六年度分を基礎として、各年の

それぞれの個人業主所得の傾向で延長推計した。

(3) 海外純投資

二十一年から二十四年までは、貿易については、E・S・S統計(計数は大蔵省税関統計と同じ)によるドル建価額を、想定ノート(The Condition of Japan's Economic Self-Support—世界経済調査会刊)によるものであり、二十一年七〇円、二十二年一五〇円、二十三年二八三円、二十四年三六〇円となつてゐる)で一律に換算して算出した。貿易外については、大蔵省為替課調(財政金融統計月報第五号および第十三号による)のドル建計数を、前記レートで換算して算出した。

二十五年では貿易、貿易外共、大蔵省為替課調我国国際收支表より把握した。右の資料では従来貿易に含まれてゐた保険、運賃等は貿易外に置きかえる等の調整が行われている。

四半期別振分けは、貿易はE・S・Sの月別資料から、貿易外については、外国為替管理委員会の資料によつた。

(4) 政府の財貨とサービス購入

二十一—二十五年度の推計は二十六年度の推計方法に準じて、各年度の決算書によつて推計した。

(A) 中央財政

二十四—二十五年度は概念推計方法等の相違が無いので前作業の計数をそのまま使用し、二十一—二十三年度は新たに、二十四—二十六年度と直接比較しうるよう推計したものである。中央財政について、二十四年度は旧債返済を控除項目に計上してゐる。

企業会計、非企業特別会計は二十六年度と概念推計方法の範ちゆうを一にしている。

(B) 地方財政

二十六年年度に準じて推計した。すなわち、地方財政の控除項目は、国県支出金、公債費、公共事業分担金、及び振替支出であるが、公共事業費分担金は中央財政一般会計の歳入における分担金収入を、振替支出における生活保護費は国の生活保護費の四分の一額を計上し、さらに市町村吏員恩給額をも計上した。市町村吏員恩給の計数は、市町村吏員恩給組合連合会の資料によつた。

三 昭和九〜十一年

(一) 国民総生産費

(1) 分配国民所得

(A) 産業別有業人口

昭和五年、十五年、十九年国勢調査における調査範囲及び産業分類の相違を可及的に昭和二十二年国勢調査のそれに調整した後、各種指数により補間し、業主と使用人、被備者とを推計分割した。

(B) 勤労所得(賃金、俸給、諸給与、現物給与等)

(a) 農林水産業被備者労賃

これは農林水産業主の所得と一括して個人業主所得の農林水産業の項に含めた。

(b) 農林水産業以外の被備者労賃

昭和五年に關する土方成美氏推計及び内閣統計局推計の国民所得と、同年の国勢調査とにより昭和五年の一人当り勤労所得を求め、それを賃金指数等で延長して毎年の一人当り勤労所得を算出し、その結果に産業別使用人数を乗じて推計した。

ただし製造業については内閣統計局の賃金物価統計月報より九〜十一年平均の職工一日当り平均賃金諸手当賞与額

を得てこれに稼働日数を乗じ十二倍して年間の職工賃金を得た。これは規模三十人以上であるので失業保険統計(二十六年分)による格差によつて全規模になおした。職員給与はこの五割増とした。

かくして得た職工、職員別の一人当り平均賃金を工場統計表(九〜十一年平均)の職工、職員のパイロットとして職工、職員平均一人当り所得を得た。

軍人給与については、決算書及び臨時軍事費特別会計始末書の人件費及び食料費をとつた。

(c) 常勤重役の報酬はまず一人当りを農水産業以外の一人当り平均所得の三倍と推計し、これに二十六年を基礎としてそれ以前の法人数の傾向から推計した重役数を乗じて推計した。

チップは一応二十六年度の農林水産業以外の所得に対するその比率を準用して推計した。

(C) 個人業主所得

(a) 農林水産業

生産額より物的経費を控除して推計した生産所得から、小作料、国有林収入、法人分の所得を控除して算出した。したがつて勤労所得はここに一括計上したことになる。

(b) 営業所得

所得税あるいは個人営業収益税納税者の免税点以上の所得は主税局年報の課税所得により、免税点以下は一人当り平均四〇〇円(営業収益税の場合)又は六〇〇円(事業所得税の場合、ただし税制改革に伴い後に至つて四〇〇円まで引下げた)として、それに免税点以下の業主数を乗じて算出した。

(D) 個人賃貸料所得

小作料は田畑小作地面積に田畑別反当り小作料を乗じて算出した。

地代家賃は宅地家屋賃賃価格総額にもとづき推計した。

(E) 配当、剰余金分配及び重役賞与

主税局統計年報にもとずき、それより法人帰属分を推計控除して算出した。

(F) 個人利子所得

(a) 貨幣利子

預貯金利子は、二十二年度につき各種金融機関の預貯金残高にそれぞれの平均利率を乗じ、それより法人分を推計控除したものを基礎として、二十二年及び九一一年についての普通銀行定期預金、貯蓄銀行預金及び郵便貯金の合計に貯金協定利率を乗じたものの傾向で延長推計した。社債利子は毎年の現在高に平均利率を乗じ、それより法人分を推計控除し、事業公債利子は決算書により、それより法人分を推計控除して算出した。

(b) 帰属利子

昭和二十五年の実績に、二十五年を基準とした九一一年の指数を求め、それを乗じて推計した。この指数はまず全国銀行の貸出残高と有価証券残高にそれぞれ平均貸出利率と平均利廻を乗じて推計した利子配当所得を求め、ついでこれから預金残高に利率を乗じた金額を控除し一応簡易に帰属利子を求め、これから法人分を控除してえた金額を指数化して推計した。

(G) 法人未分配利潤

主税局年報の会社利益金(税込)より配当賞与及び商工省会社統計表の会社純損金を差引き、それに日銀納付金等を加算して算出した。この結果、法人未分配利潤には法人税が含まれている。

(H) 官公事業剰余

二十一—二十六年度のものとはほぼ範ちゆうを同じにして、つぎのようにして推計した。すなわち(1)外地特別会計を除外し、(2)事業特別会計については損益計算書、貸借対照表が作成されていないので剰余金は歳入、歳出中、益金損金とならないものを控除し、その差額をとり(3)森林事業特別会計は設置されていないので、一般会計の森林収入と、農林省森林費の差額を森林事業の剰余とした。ちなみに農林省森林費は一般会計の支出済歳出総額から、政府事業経費として控除している。

(I) 海外よりの純所得

大蔵省資料により貿易外收支経常費の配当利子と出先機関利潤との純受取分をあげた。

(2) 調整項目

補助金及び間接事業税は後にのべる財政の項参照。

資本減耗引当は減価償却費のみ推計し、他は資料の関係で推計しなかつた。減価償却費は、法人企業、個人企業、個人住宅について推計を行つた。法人企業については、三菱経済研究所調本邦事業成績分析(昭和十八年上期版)より払込資本金に対する減価償却費の比を求め、これを更に主税局年報(十五年版)の全国払込資本金の総額で拡大した。個人企業はすべて二十五年の所得に対する九一一年の所得の傾向で求めた。個人住宅は減価償却費の個人住宅(国内民間総資本形成の一項目)の二十五年に對する九一一年の傾向で、二十五年減価償却費を逆延長した。

(二) 国民総支出

(1) 個人消費支出

昭和十年の個人消費支出を推計し、これを基礎としてその他の年次は家計費の費目別(主食費、光熱費等の別)にそれぞれの指標で延長推計した三カ年の平均である。

昭和十年はサンプル調査である家計調査（都市家計及び農家家計）から都市世帯及び農家、非農家別に一世帯当り平均支出金額を求め、これに総人口から推計したそれぞれの世帯数を乗じて求めた。

帰属利子は二十五年年度の一・二%として推計加算した。

(2) 民間総資本形成

(A) 個人住宅

市街地の建築統計を基礎として推計した市部及郡部別の新規建坪数にそれぞれの平均単価を乗じて推計した。

(B) 生産者耐久施設

法人設備資金は三菱経済研究所の事業成績分析によつて設備資金を推計し、別途金融面より求めた産業資金に法人の自己資金を加えたものから、前記設備資金を控除し、残りを在庫品の増加とした。

個人企業については積極的に推計する資料がないので二十五年年度を基礎として個人業主所得の傾向で推計した。

(3) 海外純投資

大蔵省の貿易統計並びに貿易外統計に基づいて、国際収支の純額を求めた。貿易外収支の経済的なものとして計上したものは以下の諸項目である。「利子及配当金」「海外事業労務利益」「海運関係」「外国人本邦内消費、本邦人海外消費の純額」で、「政府関係収支」は満洲事変の費用が分析出来ないので之を全面的に控除した。

(4) 政府の財貨とサービス購入

九一一年年度の財政の支出は二十一—二十六年年度の推計方法に準じて推計した。

なお推計方法中、二十一年度以降のものと異なる点は、次の通りである。

(イ) 外地特別会計は除外した。

(ロ) 企業特別会計については貸借対照表が作成されないで、新投資額は主として固定資産増減表の増加額によつた。